

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年12月3日認可した。

平成26年12月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山階海田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）山階足切地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西白方中庄地地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）西白方新島地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）西白方川向地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）山階兵田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）南鴨北ノ口地区
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上真野2地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大向大佐古地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大向上吉野井手地区